	숲	議	禄
会議名	第6回市貝町自治基本条例町民検討委員会		
日 時	平成 29 年 4 月 19 日 (水) 18:00~20:00		
場所	市貝町役場2階大会議室		
出席者	委員会 8 名 町長、事務局 3 名		
傍聴可否	可	傍 聴 者	0名
1 開会 2 委員長あいさつ 3 議題 (1) 中間報告を受けての議会からの意見について (2) 町民からの意見募集の実施及びフォーラムの開催について ①意見募集 ②フォーラム (3) 次回(6/21 第 7 回検討委員会)の議題(案)について 4 その他 5 閉会			

## 会 議 内 容

- 1 開会:事務局:企画振興課長
- 2 あいさつ

## (委員長)

季節の嵐も起こり初夏を思わせるようになった。色々な方の意見を聞いて条例の素案も徐々にまとまってきた。作業部会では、議員の方のいただいた意見を検討してきました。現場に根ざした市貝町を把握している方の知恵もいただく形で作ってきた。本日も大切なフォーラムの提案や自治会を中心に回覧という提案をさせていただくなど検討をしていく。

## (町長)

芝桜が咲きつつあり、行ったときは風が冷たかった。今日は、芝ざくら公園でDCキャンペーンを行っている。自治基本条例は、町民の意見が通るように取り決め、執行者が町民の気持ちをくみ取れるような法則となる。主人公は、町民一人一人が主役である。芳賀町も中村先生が条例制定に携わっており、市貝町でもしっかりした条例を予定通り制定されることを期待している。

- 3 議題(進行:委員長)
  - (1) 中間報告を受けての議会からの意見について

**委員長** 第1章第1条の位置づけとして、条例のなかで最高機関という言葉を使っていないが、今後自治基本条例のなかで振興計画を作ることである。

第2章の住民の定義について、広い意味でとらえ住民投票とは分けて検討していく。 第2章について責任と責務の統一については、責任という言葉で掲げることにした。

次ページへ

## 委員長

第5条において公募するとき、町としては町外からの方の存在も重要であり、他町の 住民でも市貝町で働いている方等であれば公募できる旨を伝え、閉鎖的にならないよ うに柔軟に対応し、いろいろな施策には反映していきたい。

第7条において、政策立案の機能が、自ら条例を作り議会でまとめたりするなど行政 に対するチェック機関を果たすことになる。

第12条で防災関連について、行政だけでなく町民同士のつながりを重視しながら行っていきたい。住民同士の連携が重要であると、3.11 震災を経験してわかってきた。

第 13 条について、議会の意識が重要であり、議会に対しての文言は簡素にして、議 会基本条例で決めていただきたい。

第 16 条の表現は軽すぎてしまったが、条例の先の部分として、住民の方にも素案を 通し認識していただき、広く意見を集め町に提言できると考えている。自治体関係者 にもフォーラムにきていただき、意見交換できるよう呼びかけたい。

第17条の住民投票の実施をできる総数が5分の1という根拠は、学校関係者等の様々な団体が集めることができる票数を想定し、10,000の有権者数から2,000票という数字が導き出され、意見の尊重ができ、重視しなければならない数値であるという根拠から決定させてきた。

第 19 条には福祉の内容の表現はないが、8 条にて福祉内容がある。また、範囲が広く網羅できない可能性があるので、地域の助け合いコミュニティで解決していきたい。

第19条第2項第4号の文言は、中高生にもわかりやすい文言にしたので、ぎこちなく簡単すぎてしまうが、文化財内容を条文解釈のなかに取り入れることで考えている。

まちづくりに関しては、責務として参加していただき、自主的な動きで入り込むよう に制定し、理念条例であるため罰則は設けていない。

ここまでで何か質問点はあるか。

委員 a 第 17 条において議員はどのように絡んでくるのか。

**委員** 8 17 余において議員はとのように裕んでくるのか。 **委員長** 1 住民投票を行いたいという指摘があった場合は、そのための条例をつくるという責務

がある。条例を作るかどうかは議会が決める内容になる。住民の一定数の票数があれば住民投票すべきだが、書面をそろえて住民投票となるのは大変であり、やらざるを 得ないときに行うべきである。

委員 a │ 一人でも町民から意見の声があり、議会から必要となれば意見書ももらえる。

**委員長** | 町を左右することもあるので丁寧に議論しないといけない。

**委員** b │ 今までに基本条例を作った自治体で住民投票を行った事例はあるのか。

**委員長** 実際に起きたことはないが、住民投票でどちらが正しいか割れてしまう投票もあり、 住民意志を問う可能性があるので想定していく必要がある。

**委員 a** 第 2 条第 1 項のイにある「その他の活動を行う人」のその他とは、どのような立場の 人をいうのか。 委員長

町外の方でも、町づくりの条例づくりに参加している方や花王に通っている方など町 に関わっている方々を示している。

委員 a

第2条第2項の議会の説明に「住民から」という文言が入るのではないか。

事務局

簡潔にまとめるために「住民から」という表現を抜いていた。

委員 a

| 議員は住民の代表だとすると、「住民から選ばれた議員」といれるべきではないか。

委員長

重要なご指摘である。議員の方は、町のために関わって選挙ということになれば、住 民の代表になるが、企業で働いている方々も考えていく必要があり、内外の関わりが あるなかでの代表ととらえていただきたい。

(2) 町民からの意見募集の実施及びフォーラムの開催について

①意見募集:素案を班回覧・意見用紙を全戸配布予定

②フォーラム: 平成29年6月3日(土)10:00~11:30 パネルディスカッション パネリストの選出(北井、長野、松岡、町長予定)

- (3) 次回(6/21 第7回検討委員会)の議題(案) について
  - ①町民からの意見を受けて
  - ②フォーラム開催を受けて
  - ③逐条解説(案)について

※まず作業部会で検討して議題を取り込む予定

- 4 その他
- 5 閉会

以上、会議の概要について記録いたします。